

練馬区公告第 1 1 6 号

武蔵関建築協定隣接地を建築協定区域の一部とする縦覧について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定による建築協定加入の申請があったので、同条第3項の規定に基づき隣接地を建築協定区域の一部とし、同条第4項の規定に基づき公告する。

なお、改正した建築協定書の写しは、練馬区建築・開発担当部開発調整課において、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 1 日

練馬区長 吉田 健一

- 1 名 称
武蔵関建築協定
- 2 建築協定区域となる建築協定区域隣接地
練馬区関町北三丁目219番29
- 3 有効期間
令和 4 年練馬区建築協定認可第 9 号に準ずる。
- 4 申請者
練馬区関町北三丁目41番 5 号 道家 正昭
- 5 加入年月日
令和 8 年 8 月 1 日